

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その措置を命ぜられるべき者（以下「命令対象者」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年9月13日

徳島市長 遠藤彰良

1 対象となる特定空家等の概要

- (1) 所在地 徳島川内町鈴江北41番地の2
- (2) 家屋番号 41番2
- (3) 種類 居宅
- (4) 構造 木造瓦葺平屋建
- (5) 床面積 60.00平方メートル

2 命令対象者に命ずる必要な措置の内容

- ・敷地内にある建築物を除却するなど、危険性を排除すること
- ・敷地内にある樹木や草のうち、敷地境界から越境しているものを除却すること
- ・建築物や敷地内にある残置物、既に剥落している建築物の一部の残骸並びに建築物及び樹木等の除却等により生じたもの並びにその他敷地内にある廃棄物等を関係法令に基づき適切に処分すること
- ・敷地内の土砂等が敷地外に流出しないようにすること

以上の措置を下記3の期限までに講じること。

3 措置の期限

令和6年10月11日

期限までに措置が履行されない場合、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行う。

4 措置に要した費用の徴収

市長等が当該措置を行った場合、それに要した費用のすべてを命令対象者から徴収する。

5 動産等の取扱い

市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等を撤去・処分する。

動産等について権利を主張しようとする者は、3の措置の期限までに搬出すること。

6 問い合わせ先

徳島市都市建設部住宅課

電話：088-621-5288

FAX：088-621-5273